

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条第一項第一号ロ及び同条第四項第一号の規定に基づき、難燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

難燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件

第一 建築基準法施行令第二百二十九条第一項第一号ロ及び同条第四項第一号に規定する難燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

- 一 天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、準不燃材料であること。
- 二 壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないよつに措置した上で壁紙を張つたものを含む。以下「木

材等」といつ。)又は木材等及び難燃材料ですること。

第二 建築基準法施行令第百二十九条第一項第一号ロ及び同条第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、第一第二号の木材等に係る仕上げの部分を次に定めるところによりすることとする。ただし、実験によつて防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

二 木材等の取付方法は、次のイ又はロのいずれかとする。ただし、木材等の厚さが二十五ミリメートル以上である場合においては、この限りでない。

イ 木材等の厚さが十ミリメートル以上の場合にあつては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が一メートル以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

ロ 木材等の厚さが十ミリメートル未満の場合にあつては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 平成四年建設省告示第五百四十八号は、廃止する。